

# 令和5年度からの日整学術大会 会長の基調講演を取り止め 会員との意見交換会に

理事会決定



発行  
公益社団法人  
日本柔道整復師会  
発行人 伊藤述史  
編集人 山崎邦生



## 伊藤会長、行動力を示す

日整は9月27日(火)、午後1時から令和4年度の第4回理事会をオンラインで開催した。写真。伊藤述史会長は冒頭の挨拶で、国民のための柔整改革に賛同する国会議員の先生と、業界の諸問題や課題について話し合ったことを報告した。

その会談の中、特に窮状として、柔整療養費の収入が平成24年度から減少に転じ、これまでに約一千億円の減少で、年収500万円以下の日整会員が50%以上いることを訴えた。その底上げを基本とする料金改定の抜本的な見直しをしたい旨を強く主張し、お力添えをお願いした、と語った。さらに今般、厚生労働省の担当官と柔整業界がより望ましい良い方向へ進むための意義ある意見交換をしたと述べ、業界改革への積極的な行動力を示した。

た進捗状況について、日整イノベーション本部の取り組みとして、オンライン・デジタル推進室の新井宏室長が説明した。主な決定事項として、令和5年度からの日整学

術大会は、日整会長の基調講演をなくし、各ブロックの会員との意見交換会を行うこととなった。なお、開催日程等は調整中であり、11月25日の理事会で決定する予定。

## 包帯交換料を引き上げ

報告事項の中で、労災保険施術料金算定基準の一部改定により包帯交換料が引き上げられ、10月1日から適用されるとの説明が伊藤宣人保険部長からあった。

包帯交換は、現在では単に包帯のみならず、伸縮テーピングテープやネット包帯等価格の高い材料を使用することが多くなっているため、厚生労働省労災補償課に3回鋭意交渉を重ねて確定したものの、なお、財源が厳しいため、往療料は片道4kmを超えた場合は、健保に做って減額することとなった。2面は全国保険部長会議

### 労災保険施術料金算定基準の一部改定 令和4年10月1日から適用

改定項目	現行	改定後
包帯交換料 骨折、不全骨折又は脱臼	750円	770円
包帯交換料 捻挫・打撲	400円	410円
往療料加算 片道4kmを超えた場合	3,240円	3,060円

# オンラインで全国保険部長会議

## 率直な意見や質問が相次ぐ

### 2か月ごとに開催を予定

日整は9月21日(水)、オンラインによる第1回全国保険部長会議を開催した。この会議は「定期的に全国保険部長からの意見や要望、質問等に傾聴して共有化を図り、有益な情報を全国に発信していきたい」と提案した伊藤史会長の趣旨によりスタートした。オンラインでの初会議であったが、率直な意見や質問が相次ぎ、終了時間により打ち切るほどであった。その主な質問と回答などを記す。今後、2か月ごとに開催を予定している。

保険部長 伊藤宣人 文責

最初に伊藤保険部長は、令和4年10月1日から実施される明細書発行の義務化と明細書発行体制加算について説明した。柔整療養費検討専門委員会では、施術所は14名ぐらいで運営している。明細書の義務化に対応することは困難であることを再三主張してきた。そのようなこともあり、施術管理者を含む常勤職員が3名以上の施術所が対象となった。明細書発行義務化の対象の施術所は、患者さんから不要と申し出がある場合を除き、全ての患者

に明細書を無償で発行しなければならぬ。発行体制加算を算定する施術所は、算定する月の前月末までに地方厚生(支)局に届出をし、施術所内に明細書を交付する旨等を掲示する必要がある。発行体制加算を算定する、しないはその施術所の判断になるが、算定する場合は、患者さんから不要と申し出がある場合を除き、患者全てに算定することになる。患者さんからは不要と申し出がある場合は発行体制加算の算定はできない。届出をしない施術所は

は患者全て算定できない。明細書発行体制加算については医科と異なるところは、医科の場合は明細書不要と意思表示した患者についても算定できるが、柔道整復の場合は、明細書を発行した患者の場合のみ算定することになり、医科とは取り扱いが異なる。と制度の概要を説明した。この後、明細書への質問を皮切りに質疑応答に入った。

Q 義務化の対象となる施術所は、施術管理者を含め常勤職員3名以上となっているが、職員数は5人だが1人の勤務時間が1週20時間、30時間という体制を採っている場合は義務化の対象になるのでしょうか。

A 義務化の対象になりません。

Q 患者本人が要らないという場合は明細書を発行しないが、明細書発行体制加算については算定できるかと協会けんぽ等から説明を受けた。どうなのでしょう。

A 算定基準では、「・・・明細書を無償で患者に交付した場合は、・・・

書発行体制加算として、月に1回に限り、13円を算定する。」となっているので、明細書を発行しない場合は算定できません。この点は、医科と取り扱いが異なります。

Q 医科との併給の問題について、日整はどのような対応をしているのでしょうか。

A 日整保険部会においても出席いただき、審査請求の決定書の内容を検討し、類型化するよう作業を進めています。来春にはある程度整理し厚生労働省と話し合いを行いたいと考えています。適時、状況はお伝えしたいと思います。不支給問題については現在、協会健保、国保についてはあまりなく、組合健保に多く見られ、今後は協会健保、国保にこの問題が波及しないように進めて行かなければなりません。

Q 明らかに不適切な患者照会等と判断できるものは、日整から健康保険組合に対して文書で通知することはできないのでしょうか。

A この件は、まずは都道府県柔道整復師会から健康保険組合へ遺憾である旨の文書を出してもらうようにしています。日整保険部で文書作成のお手伝いをしていく事例もあります。そのようなご希望があれば遠慮なく日整へ連絡してください。

Q マイナンバーカードを保険証に代えて利用していくことが進んでいるが、柔道整復師の施術所への対応はどうなっていますか。

A 3年ほど前から厚生労働省とは議論をしてきました。マイナンバーから保険証の情報を読み込む方法が進めていて、3月には実証実験を行いました。その後、状況が変わってきましたが、引き続き厚生労働省とは話し合いを行っているとこゝろです。令和6年中には作り上げられると考えています。

以上、紙面の都合により割愛した質問や意見もあります。次号の日整広報262号(11月20日発行)に詳細を掲載しますので、ご高覧ください。